令和２年度
第１回武蔵村山市青少年問題協議会資料

令和２年１１月２４日（火）
武蔵村山市青少年問題協議会

報告事項（１）令和２年度青少年関係事業について

　このことについて、資料１「令和２年度青少年関係事業一覧」のとおり報告する。

報告事項（２）令和２年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（７月１日から７月３１日まで）対応事業について

このことについて、下記のとおり報告する。

記

１　市ホームページに「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の情報を掲載し、月間のＰＲを実施

２　保護司等による「社会を明るくする運動」
⑴　懸垂幕の掲出（７月１日から７月３１日まで）
社会を明るくする運動に係るスローガン
⑵　「社会を明るくする運動ポケットティッシュ」の配布（広報活動）

３　市報、ポスターによる薬物乱用防止キャンペーン（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動）に係るＰＲを実施

議題（１）令和２年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）について

このことについて、以下のとおり案を示したので意見を求める。

※　資料２　「令和２年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策に係る令和元年度からの変更点対照表」参照

令和２年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）

１　家庭は、いこいの場であるとともに、子どもが社会の一員となるための基本的生活習慣や生活能力、豊かな情操、善悪の判断力などを身に付ける大切な場であります。しかしながら、少子化・核家族化・ひとり親家庭の増加などの家庭環境の変化に伴い、家庭における教育力の低下が危惧されます。

そこで、家庭の教育力を高めるため、家庭教育講座の充実を図るとともに、「家庭の日」の普及・啓発活動に努め、家族の絆をつなぐ明るい家庭づくりの推進を図ります。

２　学校は、集団行動を通して人との絆をつくる教育づくりに対応するため、道徳教育を充実し「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、あらゆる偏見や差別をなくすために、全ての教育活動を通して人権教育を推進し、地域社会と連携しながら生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、学校の休業期間が長期にわたる等子どもたちの学習環境が大きく変わる中、子どもたちが安心して学習できる環境づくりに努めます。

３　地域社会は、家庭や学校とともに、子どもに社会の一員としての自覚を持たせ、将来自立した心豊かな社会人となるために大きな役割を果たします。

そこで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を図りつつ、地域での見守りパトロールの実施や、放課後子供教室などで子どもたちが地域の様々な方々と交流し、多様な社会体験を豊富に積み重ねるなど「生きる力」を育む機会を充実させ、心豊かな関わりが持てるような地域活動の推進を図ります。

４　市及び関係行政機関は、相互の関係を強化し、青少年健全育成活動に必要な支援と情報の提供を積極的に行い、家庭、学校、地域をつなぐ絆づくりとして、青少年の健全育成を効果的に進めるために、計画的な行政施策の推進を図ります。

また、国や東京都が最重点課題としている「ＳＮＳ利用に係る子供の性被害等の防止」について、青少年やその保護者に対し、安心・安全なインターネットの適切な利用に関する教育・啓発などの取組を推進します。

議題（２）武蔵村山市青少年健全育成基本方針の策定について

このことについて、武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会の設置に伴う要綱を策定し、武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、検討委員会において、基本方針の原案を作成の上、青少年問題協議会にその結果を報告し、令和２年度末までに基本方針を策定することとする。

１　武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会設置要綱（案）について

武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会設置要綱（案）

（設置）

第１条　武蔵村山市青少年健全育成基本方針の策定について検討するため、武蔵村山市青少年問題協議会（以下「青少年問題協議会」という。）に武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会は、青少年健全育成基本方針の策定について検討し、青少年問題委員会に報告する。

（組織）

第３条　委員会は、青少年問題協議会委員から互選される６人の委員をもって組織する。

（座長及び副座長）

第４条　委員会に座長及び副座長を置く。

２　座長及び副座長は、委員の互選により選任する。

３　座長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、座長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（任期）

第６条　座長、副座長及び委員の任期は、第２条に規定する所掌事務の終了をもっ

て満了する。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、子ども家庭部子ども青少年課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和２年１２月　　日から施行する。

２　武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会の委員の選任について

武蔵村山市青少年健全育成基本方針策定検討委員会設置要綱（案）第３条の規定に基づき青少年問題協議会の委員の互選により検討委員会の委員を選任するところであるが、本協議会の第１回目の会議が書面開催となったことから事務局案を示すので、意見を求める。

検討委員会委員（案）

委　員	清　水　彩　子　委　員
委　員	石　井　秀　紀　委　員
委　員	内　野　元　一　委　員
委　員	渡　邊　和　己　委　員
委　員	鶴　田　浩　二　委　員
委　員	榎　戸　千代子　委　員

資料　1

令和２年度青少年関係事業一覧

（令和２年１０月３１日現在）

事業		対象者及び定員	実施時期	実施日数等	説明	所管課
活動区分	事業名					
生涯学習事業	武蔵村山市青少年教室（リーダーシップトレーニング）	市内の小学一年生から中学三年生まで	第１回　１２月１９日（土） 第２回　２月６日（土）	２日	青少年の健全育成を目的として、レクリエーションなどの活動を通して、仲間とのコミュニケーションの大切さを学ぶ機会を提供する。	文化振興課
	武蔵村山市放課後子供教室	一小・二小・村山学園四小・大南学園七小・八小・九小・雷塚小学校の登録児童	月曜日～金曜日 （学校給食のある日の放課後）	通年	放課後における児童の居場所を確保するとともに、児童に対しスポーツ、文化活動等の体験及び地域の住民との交流活動等の機会を提供し、並びに学ぶ意欲のある児童に対し学習の機会を提供する。	文化振興課
	武蔵村山市地域未来塾	二小・村山学園四小・八小・一中・村山学園二中・三中・大南学園四中・五中学校の児童・生徒（予定）	実施校が定める	通年	家庭での学習が困難であり、又は学習習慣が十分に身についていない児童・生徒の学習習慣の確立や基礎学力の定着等を目的とし、教育支援を推進する。	文化振興課

生涯学習事業	土曜日チャレンジ学校	狭山自然体験・ものづくり教室	市内の小・中学生 １コース　２５人	６月～１２月	７日	学校週５日制の実施に伴い、子どもたちに土曜日を有効に活用し、体験活動を通して武蔵村山市の自然や文化について学ぶ機会と場を提供する。	文化振興課
		チャレンジ教室	市内の小・中学生 （１コース１５人～３０人） 全９コース	６月～２月	７日～１０日	学校週５日制の実施に伴い、子どもたちに学習支援を通して、豊かな心や学ぶ意欲を育むための機会と場を提供する。	
	家庭教育講座		一般市民	１１月１１日（水）、 １８日（水）、２５日（水）	３日	「正しいスマホの使い方」について、専門家からスマートフォンの基礎知識などを講義する。	文化振興課
				１月２５日（月）、 ２月１日（月）	２日	「世界のお茶を楽しもう！」については、専門家からお茶の特徴やいれ方、成分などを講義する。	
	「家庭の日」のＰＲ事業		市民	随時	通年	「子供･若者育成支援強調月間」（１１月）のリーフレットの配布、市報掲載等により「家庭の日」の普及・啓発を図る。	子ども青少年課
	子ども健全育成サポート事業		市民	随時	通年	幼児期から青少年期に至る健全な成長と望ましい人格形成を図るため、ワークショップを中心に講演会を実施する。	子ども青少年課
	夏の体験教室		小学３年生～	８月２２日（土） ・９月１２日（土）	２日	インド藍やキハダなどの天然素材を使って、絹のハンカチを染める体験教室を実施した。	文化振興課

※　例年実施している生涯学習フェスティバル等については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として中止した。

スポーツ・レクリエーション事業	心身障害者（児）グラウンド・ゴルフ教室	市内の心身障害者・児	１１月・３月	２日	１１月　第一小学校　校庭 ３月　総合体育館　第一体育室	スポーツ振興課
	心身障害者・児　スポーツ教室	市内の心身障害者・児	９月・１０月・１１月 １２月・２月・３月	６日	総合体育館　第一体育室	スポーツ振興課
	ハンドボール教室	小学生 （市内在住・在学）	９月・１０月・１１月	５日	総合体育館　第一体育室	スポーツ振興課
	ニュースポーツ教室	小学生以上 （市内在住・在勤・在学者）	９月・１０月・１１月 ２月・３月	５日	総合体育館　第一体育室	スポーツ振興課
	少年少女スポーツ大会「第 50 回少年野球大会」	小学生 （１チーム 20 人以内）	１０月・１１月・１２月	１５日 （予備日を含む）	総合運動公園運動場（第３） 三ツ木地域運動場	スポーツ振興課
	市営プール一般開放	一般市民 （幼児は保護者同伴）	７月２３日～８月３１日 ※８月１１日（火）・１２日（水）は休場	３８日	野山北公園プール	スポーツ振興課

※　例年実施している市民駅伝競走大会等については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として中止した。

資料２

令和２年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策に係る令和元年度からの変更点対照表

令和２年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）	令和元年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策
１　家庭は、いこいの場であるとともに、~~子供~~子どもが社会の一員となるための基本的生活習慣や生活能力、豊かな情操、善悪の判断力などを身に付ける大切な場であります。しかしながら、少子化・核家族化・ひとり親家庭の増加などの家庭環境の変化に伴い、家庭における教育力の低下が危惧されます。 　そこで、家庭の教育力を高めるため、家庭教育講座の充実を図るとともに、「家庭の日」の普及・啓発活動に努め、家族の絆をつなぐ明るい家庭づくりの推進を図ります。	１　家庭は、いこいの場であるとともに、子供が社会の一員となるための基本的生活習慣や生活能力、豊かな情操、善悪の判断力などを身に付ける大切な場であります。しかしながら、少子化・核家族化・ひとり親家庭の増加などの家庭環境の変化に伴い、家庭における教育力の低下が危惧されます。 　そこで、家庭の教育力を高めるため、家庭教育講座の充実を図るとともに、「家庭の日」の普及・啓発活動に努め、家族の絆をつなぐ明るい家庭づくりの推進を図ります。
２　学校は、集団行動を通して人との絆をつくる教育づくりに対応するため、道徳教育を充実し「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、あらゆる偏見や差別をなくすために、全ての教育活動を通して人権教育を推進し、地域社会と連携しながら生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。 　また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、学校の休業期間が長期間にわたる等子どもたちの学習環境が大きく変わる中、子どもたちが安心して学習できる環境づくりに努めます。	２　学校は、集団行動を通して人との絆をつくる教育づくりに対応するため、道徳教育を充実し「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、あらゆる偏見や差別をなくすために、全ての教育活動を通して人権教育を推進し、地域社会と連携しながら生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。
３　地域社会は、家庭や学校とともに、~~子供~~子どもに社会の一員としての自覚を持たせ、将来自立した心豊かな社会人となるために大きな役割を果たします。	３　地域社会は、家庭や学校とともに、子供に社会の一員としての自覚を持たせ、将来自立した心豊かな社会人となるために大きな役割を果たします。

令和２年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策（案）	令和元年度武蔵村山市青少年健全育成重点施策
そこで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を図りつつ、地域での見守りパトロールの~~充実~~実施や、放課後子供教室などで~~子供~~子どもたちが地域の様々な方々と交流し、多様な社会体験を豊富に積み重ねるなど「生きる力」を育む機会を充実させ、心豊かな関わりが持てる地域活動の推進を図ります。	そこで、地域での見守りパトロールの充実や、放課後子供教室などで子供たちが地域の様々な方々と交流し、多様な社会体験を豊富に積み重ねるなど「生きる力」を育む機会を充実させ、心豊かな関わりが持てる地域活動の推進を図ります。
４　市及び関係行政機関は、相互の関係を強化し、青少年健全育成活動に必要な支援と情報の提供を積極的に行い、家庭、学校、地域をつなぐ絆づくりとして、青少年の健全育成を効果的に進めるために、計画的な行政施策の推進を図ります。 また、国や東京都が最重点課題として掲げている~~「インターネット利用に係る子供の性被害の防止」について、学校等を通じて児童やその保護者に対して、性の逸脱行動や被害の現状等の周知や広報・啓発活動を推進します。~~「ＳＮＳ利用に係る子供の性被害等の防止」について、青少年やその保護者に対し、安心・安全なインターネットの適切な利用に関する教育・啓発などの取組を推進します。	４　市及び関係行政機関は、相互の関係を強化し、青少年健全育成活動に必要な支援と情報の提供を積極的に行い、家庭、学校、地域をつなぐ絆づくりとして、青少年の健全育成を効果的に進めるために、計画的な行政施策の推進を図ります。 また、国や東京都が最重点課題として掲げている「インターネット利用に係る子供の性被害の防止」について、学校等を通じて児童やその保護者に対して、性の逸脱行動や被害の現状等の周知や広報・啓発活動を推進します。

※　~~＝＝＝~~は令和元年度から削除したことを示し、［　　］は令和元年度から追加したことを示しています。

資料３

武蔵村山市青少年健全育成基本方針

【平成28年度～平成32年度】

平成28年2月

武蔵村山市青少年問題協議会

1　趣　　旨

次代を担う青少年が一人の人間として、権利や自由が尊重され、よりよい環境の中で心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人になることは、市民全ての願いです。

しかし、今日の青少年をとりまく環境を見ると、少子高齢化や核家族化の進行による家庭における教育力の低下や地域コミュニティの希薄化、社会体験や自然体験の機会の減少など、青少年が心豊かに成長するための良好な環境が失われつつあります。

一方、高度情報化社会にあって、スマートフォンやパソコン等の情報伝達機器の普及により、青少年が有害メールやネット上のトラブルなどに触れる機会が増え、その結果として、青少年が犯罪の被害者や加害者となる痛ましい事件が数多く発生しています。

このような状況の中で、青少年が心身ともに健康で人間性豊かに育つためには、家庭、学校、地域社会及び行政がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、機能を十分に発揮しながら相互の連携及び協力に努め、この課題に取り組むことが必要であると考えます。

そのため、武蔵村山市では、“人と人との絆を深め心豊かで健やかな子供の成長を目指して”を基本目標に「武蔵村山市青少年健全育成基本方針」を策定するものです。

２　基本目標

人と人との絆を深め

心豊かで健やかな子供の成長を目指して

３　実施の期間

平成２８年度から平成３２年度までの５か年の期間とします。

４　対象年齢

この方針でいう「青少年」とは、子供から大人への発達の過程にある者とし、乳幼児から未成年者までを中心に考えています。

５　重点項目

（１）　家庭における青少年の健全育成

①　家族みんなの心がふれあう家庭をつくる

②　家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む

③　家族で、地域行事やボランティア活動などに参加する

（２）　学校における青少年の健全育成

①　学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる

②　学校の中で、より良い人間関係を育てる

③　学校は、地域社会と連携しながら子供を育てる

（３）　地域社会における青少年の健全育成

①　地域行事に子供たちが参加できるようにする

②　地域社会で、子供たちが過ごしやすい環境をつくる

③　地域社会の教育力を高めていくようにする

（４）　行政における青少年の健全育成

①　家庭教育に関する啓発活動をする

②　学校や関係団体と連携をとって青少年問題に対応する

③　家庭、学校、地域社会が連携をとるための橋渡しをする

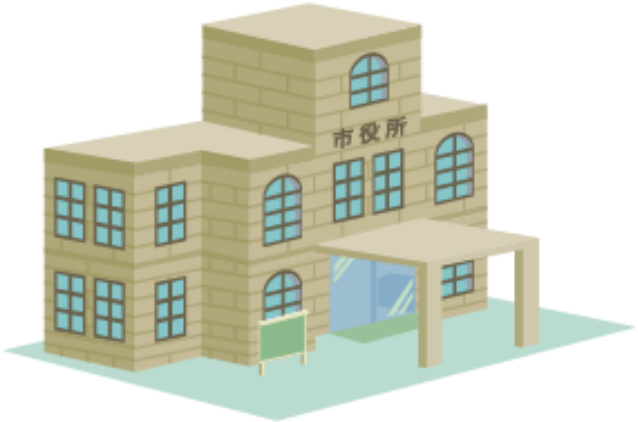

○　施策の方向

施策の方向として、武蔵村山市は、青少年の健全育成のためには、『 **絆** 』が大切であると考えています。青少年が、家族とのつながり、友達とのつながり、学校や地域社会とのつながりを感じ、人と人との絆の中で、自分を取り巻く社会や環境と関わり強く生きていくことが重要であると考えるからです。

青少年の健全育成を効果的に進めていくためには、家庭、学校、地域社会及び行政が持つ機能をそれぞれが十分に発揮すると同時に、全てが有機的に連携することが必要です。

武蔵村山市は、家庭、学校、地域社会に対し、必要な援助を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。また、家庭、学校、地域社会及び行政の連携強化に向けた施策を推進します。

○　家庭における青少年の健全育成

（家族の絆をつなぐ家庭づくり）

家庭は、私たちの生活の基盤であり、家族の心のよりどころです。子供たちにとって家庭は、地域社会の一員となる最初の場となります。家庭において、このような働きが十分に発揮されるためには、家族みんなの心がつながる明るい家庭づくりを進めることが大切です。

また、乳幼児にとっては、家族との関わりが心の発育に大きな影響を与えることから、０歳から２・３歳までの乳幼児と家族との関わりを地域や行政で支えていくことが健全育成の土台となります。

①　家族みんなの心がふれあう家庭をつくる

○　家族みんなで共有できる時間をつくる

○　家族との団らんを大切にし、話し合う時間をつくる

②　家庭の中でのルールづくりやしつけに取り組む

○　挨拶や「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的生活習慣を確立する

○　物事の善悪や社会のルールを教える

○　パソコン、スマートフォン、ゲーム機器等の適正な使い方やルールを教える

③　家族で地域行事やボランティア活動などに参加する

○　家族でＰＴＡ行事や地域行事に積極的に参加する

○　子供のことで悩みがある場合は、悩まず地域住民などに相談する

○　学校における青少年の健全育成

（団体行動を通して人との絆をつくる教育づくり）

学校では、団体の中での人間関係を育てることを中心に不登校やいじめ、ニートなど、複雑な現代社会の問題にたくましく対応できる青少年の育成を図ります。このため、子供たちの豊かな心を育むための「心の教育」を進め、家庭、地域とともに連携し、生涯にわたる基礎的な資質の育成を図ります。

①　学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる

○　学校活動の中で、生命尊重、人権尊重教育、人間の生き方などを教える

○　学校活動の中で、自分で考えて行動したり、困難な出来事を乗り越える力を育てる

②　学校の中で、より良い人間関係を育てる

○　集団行動の大切さや集団の中でのルールやきまりを教える

○　道徳の時間などを通して、相手を思いやる気持ちを育てる

③　学校は、地域社会と連携しながら子供を育てる

○　地域学習などを通して、生まれ育った武蔵村山のことを知る

○　体験活動や異年齢との交流などを通して、社会のルールや職業について学び、将来の夢を考えさせる

○　学校を地域に開き、地域住民が学校と関わりやすい環境を整える

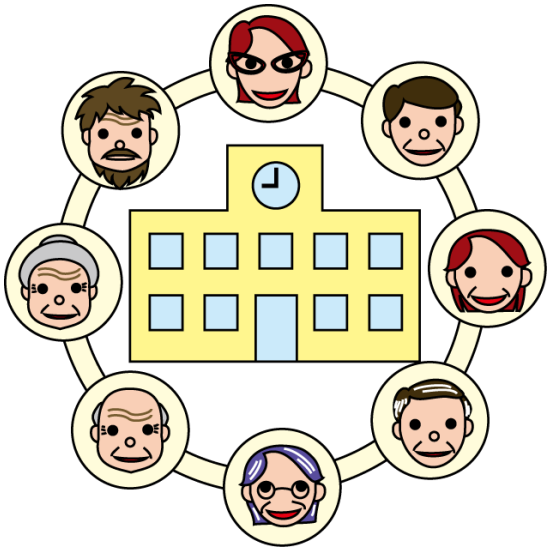

○　地域社会における青少年の健全育成

（青少年との絆のある地域づくり）

地域社会は、家庭、学校とともに青少年が社会の一員としての自覚を高め、自立心を育成していく場として、大切な役割を果たしています。

このため、地域では、各種の行事や活動の活性化を図り、青少年が自主的に社会参加活動に加わることができるよう、地域ぐるみの育成環境を形成していく必要があります。

また、地域の人びとが、他人の子にも目を向けるなど、全ての青少年に対し、平等に接し、褒めたり、叱ったり、ひと声かけるなど、心豊かな関わりがもてるよう、地域活動を活性化させることが求められています。

さらに、青少年の非行を防止するため、青少年を取り巻く有害環境について、地域の人びとが一体となって、環境浄化活動を実施したり、夜間パトロールを実施したりすることが望まれます。

① 地域行事に子供たちが参加できるようにする

○ お祭り、地域運動会、地域ボランティア活動などの行事に、子供たちが参加できるようにする

○ 子供たちが地域の活動団体の一員になったり、その活動に参加したりできるようにする

② 地域社会で、子供たちが過ごしやすい環境をつくる

○ 子供たちに悪影響を与えるものを排除していくようにする

○ 地域の子供たちを見守る活動を行う

③ 地域社会の教育力を高めていくようにする

○ 地域で大人からの挨拶や声かけ運動を推進するようにする

○ 自分の子だけでなく、地域の子供に対しても、良いことは褒め、悪いことは叱るようにする

○　行政における青少年の健全育成

（家庭、学校、地域をつなぐ絆づくり）

青少年の健全育成を効果的に進めるためには、家庭、学校及び地域社会がもつ機能をそれぞれが十分に発揮することが必要です。そのためには、行政は、家庭、学校及び地域社会に対し、必要な援助を行うとともに、青少年の健全育成のための情報提供を積極的に行います。

また、家庭、学校及び地域社会が有機的な連携のもとに活動できるよう、連携強化に向けた計画的な行政施策を推進します。

① 家庭教育に関する啓発活動をする

- ○ 子育てのための家庭教育講座を実施する
- ○ 子育てのための情報を広く発信する
- ○ 子供相談事業（巻末参照）の普及啓発を図る

② 学校や関係団体と連携をとって青少年問題に対応する

- ○ 学校や関係団体と青少年問題を共有し、その対応に当たる
- ○ 教育環境の充実のために、施設の整備を支援する

③ 家庭、学校、地域社会が連携をとるための橋渡しをする

- ○ 学校、各種団体や地域団体と関係各機関が連携できるようコーディネイトする
- ○ 関係機関と連携し、青少年問題に関係する各種団体や青少年指導者を育成する
- ○ 文化活動、スポーツ、レクリエーション活動を企画推進する

武蔵村山市青少年健全育成機関

武蔵村山市青少年問題協議会

○青少年に関する総合的施策の審議

○青少年健全育成に係る関係機関相互の連絡調整

【事務局】武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課

武蔵村山市青少年対策地区連絡会

○青少年対策各地区委員会の活動に関する円滑な運営と連絡調整

○武蔵村山市青少年問題協議会で審議、決定された基本方針をもとに活動

○地区委員会の具体的活動

・社会環境の浄化活動

・非行防止活動

・青少年の健全育成

【事務局】武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課

武蔵村山市青少年補導連絡会

○青少年の不良化の防止・青少年をめぐる社会環境の浄化活動

○連絡会の具体的活動

・街頭補導活動

・各地区内の青少年の不良化の傾向に関する情報の交換

・危険箇所の点検

・青少年不良化防止策の協議

・その他青少年の健全育成に必要な事項

【事務局】武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課

子 供 相 談 事 業 等 実 施 状 況 一 覧

団体名		事業・機関名等	事業概要	受付時間等	連絡先	備考
武蔵村山市	教育委員会	教育相談室	児童、生徒、保護者、教育関係者を対象に教育全般の相談	面接・電話相談 平日9:00～17:00	042-590-1470 フリーダイヤル 0120-910548	市民総合センター３階
		就学相談	特別支援教育に関する就学のための相談	面接・電話相談 平日9:00～17:00	042-590-1470	
		適応指導教室	不登校児童・生徒の学校復帰支援	通級指導 平日9:30～15:00	042-590-1253	
		スクールカウンセラー	教育全般の相談	各校週一日 ７時間４５分勤務	各校	平成２４年度から市内全小・中学校に配置
	社会福祉法人高原福祉会	子ども家庭支援センター	１８歳未満の子供とその家庭における総合相談	面接・電話相談 平日及び土曜日 8:30～19:00	042-590-1152	市民総合センター２階
東京都	教育委員会	教育相談センター	教育全般の相談	面接・電話相談 平日9:00～21:00 電話相談のみ 土・日・祝日 9:00～17:00	03-3360-8008	北新宿・立川出張相談室
	福祉保健局	小平児童相談所	児童虐待・養護相談・非行・心身障害・不登校・しつけ等相談	面接・電話相談 平日9:00～17:00	042-467-3711	武蔵村山市青少年問題協議会委員 武蔵村山市青少年補導連絡会委員
		児童相談センター ★4152（よいこに） 電話相談	生活・子育てに関する総合相談	電話相談 平日9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00 （年末年始を除く）	03-3366-4152 聴覚言語障害者ＦＡＸ相談 03-3366-6036	相談内容によっては、担当児童相談所を紹介
		話してみなよ東京子供ネット	子供の権利擁護専門相談、生活・子育てに関する総合相談 権利侵害事実調査	電話相談 平日9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00 （年末年始を除く）	0120-874-374 メッセージダイヤル 0120-874-376	時間外ＦAX受付メッセージダイヤルは、メッセージ録音等可能
		多摩立川保健所	不登校、ひきこもり、家庭内暴力、拒食等の精神保健相談	面接・電話相談 平日9:00～17:00	042-524-5171	
		多摩総合精神保健福祉センター	アルコール・薬物依存、不登校、ひきこもり、家庭内暴力、 摂食障害等の精神保健相談	電話相談 平日9:00～17:00 平日夜間17:00～22:00	平日042-371-5560 平日夜間 03-5155-5028	
		小児総合医療センター	子供の発達やこころの問題、親の悩み相談 こころの電話相談室	平日9:30～11:30 13:00～16:30	042-312-8119	
	青少年治安対策本部	ひきこもりサポートネット	自分がひきこもりで悩んでいる方、ひきこもりの方が身近にいる	平日10:00～17:00	03-5978-2043	http://www.hikikomori-tokyo.jp
		こたエール	こどものネット・ケータイのトラブル相談	電話相談 平日9:00～18:00 土曜日9:00～17:00	0570-783-184	http://www.tokyohelpdesk.jp
	警視庁	立川少年センター	２０歳未満の少年及び関係者を対象に子どもの非行、問題行動、しつけ等の相談	面接・電話相談 平日8:30～17:15	042-522-6938	武蔵村山市青少年問題協議会委員
		ヤングテレホンコーナー	２０歳未満の少年及び関係者を対象に子どもの非行、問題行動、しつけ等の相談	電話相談 平日8:30～20:00 土・日・祝日 8:30～17:00	03-3580-4970	http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/soudan/young/young.htm
国	文部科学省	２４時間子供ＳＯＳダイヤル	子供の悩み全般に関する相談	電話相談 ２４時間受付	0570-0-78310	http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm
	法務省	子供人権１１０番	人権問題全般に関する相談	電話相談 平日8:30～17:15	0120-007-110	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
民間	認定（ＮＰＯ法人）	チャイルドライン支援センター	１８歳までの子ども専用の電話相談　チャイルドライン	月～土16:00～21:00 （年末年始を除く）	0120-99-7777	http://www.childline.or.jp

武蔵村山市青少年健全育成基本方針（平成２８年度～平成３２年度）
平成２８年２月発行
発行・印刷　武蔵村山市青少年問題協議会
事　務　局　武蔵村山市教育委員会教育部文化振興課
〒２０８－８５０１
東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１
電話　０４２－５６５－１１１１